

農業集落排水処理施設をご利用される皆様へ

白岡市上下水道部経営課

◎ 農業集落排水処理施設使用料の納付方法等について

農業集落排水処理施設使用料の納付方法は、口座振替又は納入通知書による納付となります。当市では便利で安全、確実な口座振替による納付をお勧めしております。

○ 口座振替により納付を希望される時

お申し込みは、通帳・通帳印・納入通知書・口座振替依頼書をお持ちのうえ、金融機関窓口でお手続きをお願いします。

口座振替取扱金融機関

埼玉りそな銀行 三井住友銀行 南彩農業協同組合
足利銀行 武蔵野銀行 りそな銀行
埼玉縣信用金庫 中央労働金庫 ゆうちょ銀行（郵便局）

○ 納入通知書により納付を希望される時

上記の口座振替取扱金融機関（三井住友銀行を除く。）、市役所内金融機関派出所又は上下水道部経営課（高岩浄水場内）へ納入通知書をお持ちになり、納付してください。

◎ こんなときはお早めに届出を！

- ・使用を開始するとき ……農業集落排水処理施設使用開始等届出書
- ・使用を止めるとき ……農業集落排水処理施設使用開始等届出書
- ・使用者が変わるとき ……農業集落排水処理施設使用開始等届出書
- ・使用人数が変わるとき ……農業集落排水処理施設使用料人数割変更届出書

◎ 農業集落排水処理施設使用料の納期限について

使用期間	納期限
2月～3月	4月末日
4月～5月	6月末日
6月～7月	8月末日
8月～9月	10月末日
10月～11月	12月末日
12月～1月	2月末日

*口座振替による納付は、納期限月の25日（土日祝日の場合は翌営業日）が振替日となります。

◎ 農業集落排水処理施設使用料について

農業集落排水処理施設使用料は、基本料金及び人数割料金の合計額です。基本料金は1世帯当たりの料金です。人数割料金は区分によって人数の算定方法が異なる1人当たりの料金です。

白岡市農業集落排水処理施設条例15条別表

区分	基本料金 (1世帯当たりの月額)	人数割料金 (1人当たりの月額)
一般用	2,000円	300円
併用住宅	2,000円	300円
事務所等	2,000円	300円

*施行規程第12条第1号・第2号（人数の算定方法）

○事業所等 日本産業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302-2000）」による人数の算定となります。

○併用住宅 居住する人数に事業所等の基準により算定した人数を加算します。

基本料金（円） (1世帯当たり)
1ヶ月 2,000円
2ヶ月 4,000円

人数 世帯員（人）	割料金	
	1ヶ月（円）	2ヶ月（円）
0	0	0
1	300	600
2	600	1,200
3	900	1,800
4	1,200	2,400
5	1,500	3,000
6	1,800	3,600
7	2,100	4,200
8	2,400	4,800
9	2,700	5,400
10	3,000	6,000

*料金は、基本料金と人数割料金の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額となります。

*人数割は、変更のあった月の属する翌月から料金に変更となります。